

千葉市立幕張海浜病院医療ガス安全・管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立幕張海浜病院における診療の用に供する酸素・各種麻酔ガス・吸引・医用圧縮空気・窒素等の医療ガス設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的とし、千葉市立幕張海浜病院医療ガス安全・管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療ガスの安全・管理に関すること
- (2) 医療ガスに関する知識の向上と啓発に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、医療ガスの安全・管理に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

- 2 委員長は、麻酔科を統括する医師をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。
- 6 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 薬剤部長
 - (2) 看護師
 - (4) 臨床工学技士
 - (5) 事務局管理班主査
 - (6) 事務局管理班事務職

(会議)

第4条 委員会は、委員長が年1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員で止むを得ず欠席する場合は、あらかじめ委員長に申請し、許可を得た代理者を出席させることができる。
- 4 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところとする。

6 委員長は、審議の結果を速やかに院長に報告するものとする。

(監督責任者及び実施責任者)

第5条 委員会に監督責任者を置き、監督責任者は、実施責任者を選任する。

2 監督責任者は、事務局管理班主査をもって充てる。

3 監督責任者は、実施責任者に対して業務の監督と指導を行う。

4 実施責任者は、別に定める医療ガス保守点検指針に基づき保守点検を行う。なお、供給源機器及び配管設備の保守点検については、高圧ガス取締法で定める資格者を持つ業者に委託する。

5 実施責任者は、保守点検記録を作成し、2年間保管する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局管理班において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、千葉市立海浜病院医療ガス安全・管理委員会設置規程から千葉市立海浜病院医療ガス安全・管理委員会設置要綱に名称を変更し、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。